

第13回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

(第3回 フォローアップ会議)

説明資料③ (「総合的な対策」以外の取組状況(第12回委員会以降実施))

平成30年8月8日

「総合的な対策」以外の取組状況（第12回委員会以降実施）

- (1) 覆面添乗調査の実施(P2)
- (2) 高速道路において路肩等に駐車する場合の注意点の明確化(P3)
- (3) バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施(P4)
- (4) 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインの作成(P5)
- (5) 睡眠不足に起因する事故の防止対策(P6)
- (6) 「指導及び監督の指針」及び「指導監督マニュアル」の一部改正(P7)
- (7) 運送引受書への上下限額記載に関する影響を踏まえた対応(P8～P15)

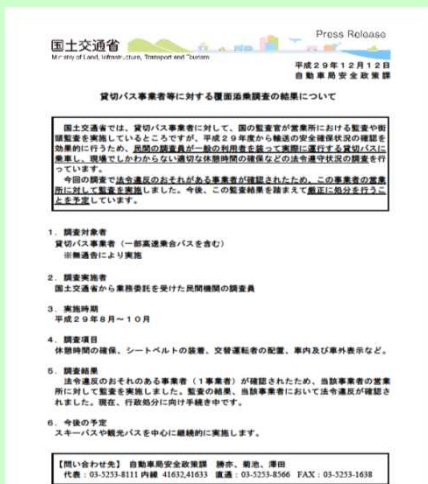
(1) 覆面添乗調査の実施

監査の現状

営業所に立ち入る臨店監査や、バス発着場における街頭監査では、運行中の休憩取得状況や、シートベルト着用のアナウンス及び着用状況など、運行中の実態の把握に限りがある

運行中の実態把握・法令違反のあぶり出し

調査員による覆面添乗調査



- 調査を行うことについて事前にプレスリリース
- 一般の利用者として実際に運行するバスに乗り込み、運行中の実態を調査（民間に調査を委託）
- 調査の結果に法令違反の疑いが認められる場合には、監査端緒として活用



適切な休憩時間、
運転者の交替や
シートベルトの着
用状況の確認



・調査結果を監査の端緒として活用

運輸局等

平成29年度

多客期に合わせて平成29年8月～10月及び平成30年2月に調査を実施し、調査結果を端緒として、監査を実施
1事業者行政処分のほか、1事業者行政処分手続中



平成30年度

調査回数を増やし、より多くの実態を調査

(2) 高速道路において路肩等に駐車する場合の注意点の明確化 国土交通省

平成29年8月25日、徳島県鳴門市の徳島自動車道において、故障により**停車していた貸切バスに大型トラックが追突**、バスが路外に転落し、**バスの運転者及び乗客1名が死亡、乗客14名が負傷する事故**が発生



運転者が特に注意すべき事項について業界団体を通じて周知（平成29年9月7日）

○高速道路の路肩等に駐車せざるを得ない場合の注意事項

(1) 駐車することの危険性

- 後続車から追突されるおそれがある
- 追突された場合に甚大な被害を受けるおそれがある
- 高速道路での駐停車は、故障等のやむを得ない場合において、十分な幅員の路肩等がある場合を除き禁止されている

(2) 万が一駐車せざるを得ない場合の対応

- ① できるだけ十分な幅員のある路肩の端に寄せて停車し、ハザードランプを点滅
- ② 停止表示器材、発炎筒の設置（非常時に備え、取り出しやすい場所に備えておく。）
- ③ 乗客等同乗者の安全確保
原則として、ガードレールの外側（車両の後方）などに避難（降車の際は車両が通行しない側から）
- ④ 110番・道路緊急ダイヤル（#9910）に連絡し対応を相談



(3) バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施

平成29年9月9日及び14日に三菱ふそうトラック・バス(株)の同型式の**バスの車両火災**が発生。また調査の結果、過去2年間に当該型式のバスの車両火災がこのほかに3件発生していたことが判明。



バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について通知(平成29年9月15日)

以下を実施の上、**国土交通省に報告**するようバス事業者へ通知

- 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を参考とした**緊急点検整備**
- 三菱ふそう社と協力の上**リコール等の改善措置** ※対象車両:約4,900両

三菱ふそう社からのリコール届出(平成29年10月27日)

三菱ふそう社が当該型式を含む車両の**燃料噴射装置**に係る新たな**リコール**を届出(届出番号4135) ※上記通知の対象車両のうち、**約2,100両**がリコール対象

- 新たなリコール届出に係る改善措置を早期に受けることをバス事業者へ通知

緊急点検整備等未実施車両への対応(平成29年10月27日)

- 緊急点検整備等の実施報告のない事業者へ確実に実施を行うよう個別に指導

対象車両を保有している全ての事業者から緊急点検整備等を実施した旨の報告を確認

(4) 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインの作成 国土交通省

自動車運送事業者が疾病運転防止措置を講ずることとされた平成28年12月の道路運送法改正の際の衆・国交委決議を踏まえ、スクリーニング検査の普及に向けて事業用自動車健康起因事故対策協議会において以下のガイドラインをとりまとめ、平成30年2月に公表

I. 脳血管疾患対策の必要性、正しい理解

●脳血管疾患と交通事故

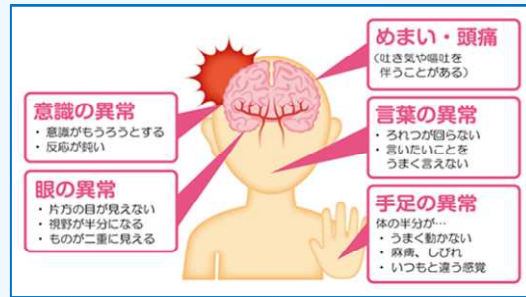
- ⇒ 運転者の脳血管疾患による事案が発生している
- ⇒ 運転中に発症すると**重大事故の原因**となる

●脳血管疾患の種類と概要

- ⇒ 脳血管疾患には、「**脳梗塞**」「**脳出血**」「**くも膜下出血**」がある
- ⇒ 意識の異常、眼の異常などの症状がある

●脳血管疾患の原因と予防法

- ⇒ 原因は高血圧などの**生活習慣に起因する脳動脈硬化**や、**脳動脈瘤の破裂**
- ⇒ **脳健診で異常を発見することでしか予防ができないものもある**



II. 脳血管疾患早期発見のための脳健診の活用

●脳健診の検査項目

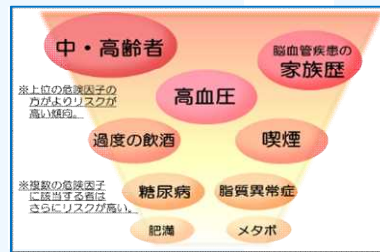
- ⇒ 脳健診には、「**脳ドック**」「**脳MRI健診**」がある
- ⇒ 「**脳MRI健診**」は頭部MRI・MRAのみ
- ⇒ 「**脳ドック**」はその他の検査を組み合わせ実施

●頭部MRI・MRA検査とは？

- ⇒ 磁気を用いて脳全体や脳の血管を撮影

●脳健診受診の進め方

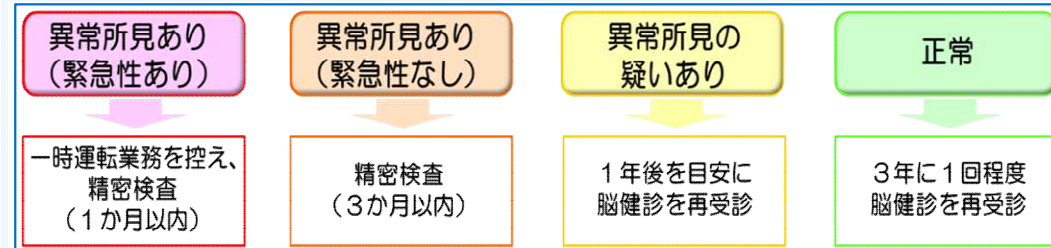
- ⇒ 全員の受診が難しく対象者を限定する場合、**リスクの高い人から優先して受診させる**
- ⇒ **中・高齢者**がリスクが高い他、**脳血管疾患の家族歴**や**高血圧**などの危険因子がある



III. 脳健診の結果による専門医の受診

●精密検査及び治療

- ⇒ 脳健診の判定結果に従って、**必要な業務への配慮**、**期限以内の確実な受診**が必要
- ⇒ 精密検査の結果治療が必要となった場合、病態に応じ手術治療や内服治療などが決定



IV. 脳健診・専門医の受診の結果を踏まえた対応と発症者への対応等

●脳健診・専門医の受診の結果を踏まえた対応

- ⇒ 医師から「**業務上の留意点**」「**適切な勤務体系**」等を聴取すべき
- ⇒ 医師の指示に従い、勤務時間の変更や配置転換など就業における配慮を適切に行うべき

●発症者への対応等

- ⇒ 日々の点呼等での確認や従業員への指導により、脳血管疾患が疑われる者に対し**適切に速やかな対応ができるような職場環境作り**を行うことが重要



(5) 睡眠不足に起因する事故の防止対策

背景

- 社会的影響の大きかった事故が**居眠り運転に起因**するものであったことが判明
 - ・平成28年3月、山陽自動車道のトンネル内で**中型トラックが渋滞で停止中の車列に追突**。追突された車両の**運転者2名が死亡したほか、4名が負傷**
 - ・平成29年8月、徳島県鳴門市の徳島自動車道において、故障により**停車していた貸切バスに大型トラックが追突**、バスが路外に転落。**バスの運転者1名及び乗客1名が死亡したほか、乗客14名が負傷**
- 働き方改革の観点**から、運転者の睡眠時間の確保について自動車運送事業者の意識付けを改めて図る必要



居眠り運転による
事業用自動車人身事故件数
(平成28年)

・バス	: 2件
・タクシー	: 17件
・トラック	: 59件

省令・告示・通達改正を実施（平成30年6月1日施行）

バス・タクシー・トラック事業について、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、

- ・**睡眠不足の乗務員を乗務させてはならない**こと等を明確化
- ・**点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況**を追加
- ・事業者が運転者に対して行う指導及び監督の内容として**睡眠不足が交通事故の原因となることを運転者に理解させること**等を明確化

6～7時間の連続した睡眠をとるよう指導することを推奨

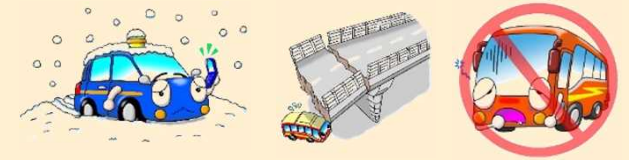
※運転者ごとに必要な時間数に個人差がある



(6)「指導及び監督の指針」及び「指導監督マニュアル」の一部改正

背景

- ☀ 事故発生時や積雪時等の緊急時の対応が不十分である事案の発生
- ☀ 睡眠不足による重大な交通事故の発生
- ◎ 被害軽減ブレーキや車線逸脱警報装置等の運転支援装置を備えた車両の普及



自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の内容を示した「指導及び監督の指針」(告示)の改正(平成30年6月1日)

「指導及び監督の指針」(告示)の内容を具体的に示した「指導監督マニュアル」の改正(平成30年6月1日)

○『危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法』

- 事故発生時、災害発生時等緊急時の対応を事例を説明すること等により運転者に理解させること等追加

- ・負傷者の救護、乗客の安全確保、事業者への報告等交通事故や車両故障が発生した際の具体的な対応を追加
- ・自然災害に関する事前の情報収集の必要性、自然災害に遭遇した際の対処方法等を追加

○『交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法』

- 「生理的要因」として、「過労」「飲酒」の他、「睡眠不足」「医薬品等の服用」を明記

- ・飲酒運転防止のための留意点として、「アルコール依存症」に関する内容を追加
- ・良い睡眠をとることが事故防止には不可欠であることを厚生労働省の「健康づくりのための睡眠指針」を紹介し解説
- ・覚醒剤等の薬物の影響等について追記

○その他の項目

- ・携帯電話使用禁止等、道路交通法遵守の徹底について、事件事例を追加
- ・精神面の健康管理の必要性について追記

○貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合 開催状況

設置目的：新運賃・料金制度実施後、運賃の収受状況等を踏まえた対応について、議論するために設置（座長：名古屋大学 加藤博和教授）

開催日：平成30年1月31日

議 題：運送引受書への上下限額記載の義務化による影響

開催日：平成30年6月 8日

議 題：旅行業者との運送引受に関する実態

運送引受書への上下限額記載に関する影響を踏まえた対応案

○ 運送引受書への上下限額記載の義務化による運送引受額への影響を調査。

調査対象

調査対象事業者数		回答数	回答率	
貸切バス事業者		1,055	552	52.3%
内訳	バス協会員	579	333	57.5%
	非会員	476	219	46.0%

※保有車両の規模別、バス協会会員・非会員別に調査

調査手法

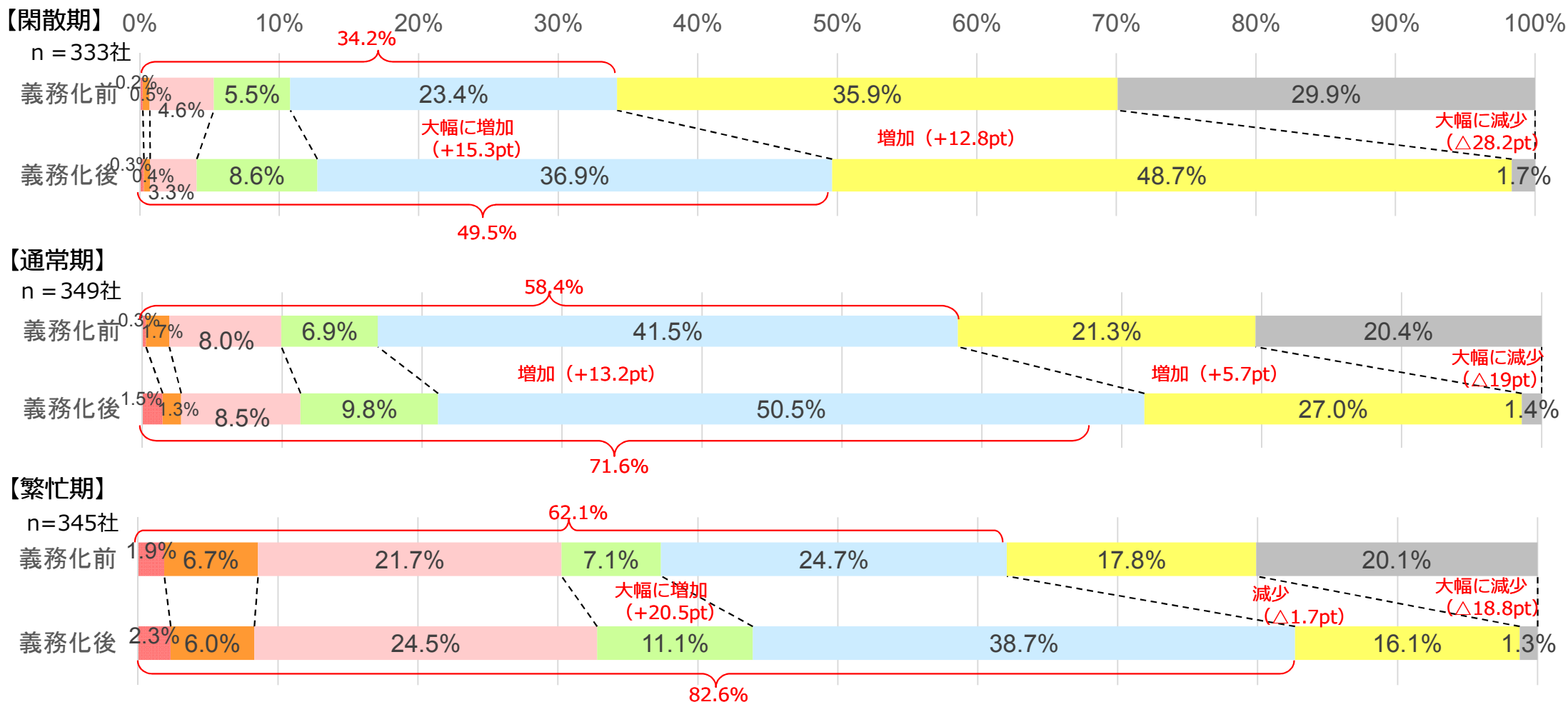
メール調査（平成29年9月11日～10月11日）

※バス協会員については、日本バス協会の協力の下に実施

(7) 運送引受書への上下限額記載に関する影響を踏まえた対応③

調査結果

- 貸切バス運送引受書への上下限額記載の義務化によって、下限割れを防止する効果が十分に発揮されている。
- 「下限額」よりも「下限超」の運送引受割合が、より増加している。



■ 下限額+40%以上 ■ 下限額+30%以上～40%未満 ■ 下限額+20%以上～30%未満 ■ 下限額+10%以上～20%未満 ■ 下限額超～10%未満 ■ 下限額 ■ 下限額未満

※ 直近1年間のうち閑散期、通常期、繁忙期の最も顕著な日(1日)に締結した契約について、現在(平成29年9月)と運送引受書への運賃・料金の上限・下限記載の義務化前(平成28年10月まで)の契約件数を比較

○ 旅行業者との運送取引に関して実態を把握するため、調査を実施。

調査概要

調査対象者：日本バス協会 貸切委員会委員、
中小貸切事業者専門部会委員

調査手法：メール調査（平成30年3月6日～3月20日）

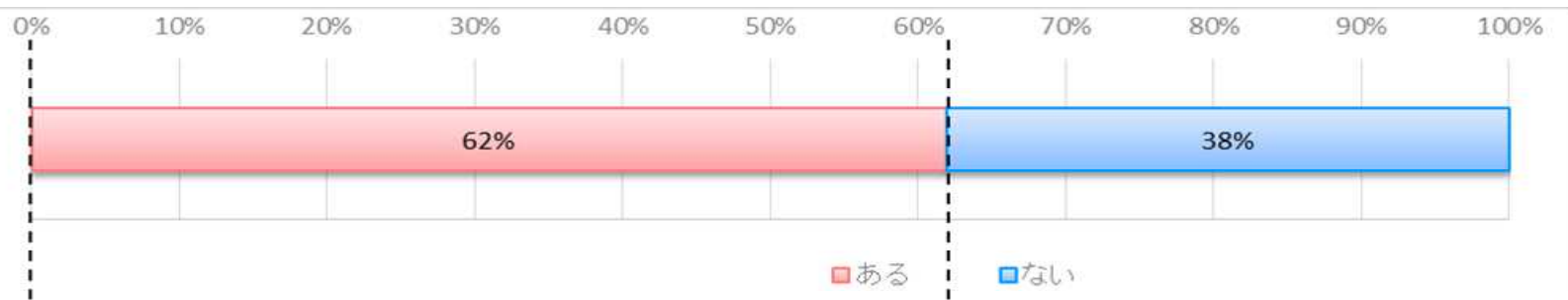
対象者数：78者

回答数：68者

回答率：87.2%

調査結果

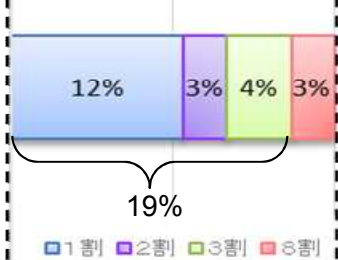
Q バス会社からの運賃提示額に対して、旅行業者が当該輸送の下限運賃額を引き合いにして、値引き交渉を受けることはありますか。



Q 旅行業者から当該輸送の下限運賃額を引き合いにして値引き交渉を受けることがある場合、値引き交渉は、いつ受けますか。



Q 運送引受書の交付後に下限運賃額を引き合いにした値引き交渉に応じる場合、年間で値引き交渉を受けた件数のうち何割程度応じますか。



Q 運送引受書の交付前に下限運賃額を引き合いにした値引き交渉を受ける場合、旅行業者はどうやって当該輸送の下限運賃額を知ることができますか。



調査結果

- 回答した貸切バス事業者の62%は、旅行業者から下限運賃を引き合いにした値引き交渉を受けており、残りの38%は、旅行業者から下限運賃を引き合いにした値引き交渉を受けていない。
- 運送引受書の交付後に値引き交渉を受けていると答えた事業者は全体の22%であり、そのほとんどの事業者において値引きに応じている件数は年間で1～3割である。
- 運送引受書の交付前に値引き交渉を受けていると答えた事業者は全体の40%であり、その主なきっかけは、旅行業者自らが下限額を算出している場合と、旅行業者から下限額を聞かれて答えた場合である。

対応案

- 旅行業者からの値引き交渉を受け、値引きに応じるかどうかは、貸切バス事業者の価格交渉力や経営判断によるものである。
- 運送引受書の交付前から下限額を引き合いにした値引き交渉を受けている事業者も存在しており、運送引受書への下限額の記載をやめたとしても、下限額を引き合いにした値引き交渉は、なくなる。
- 一方、貸切バスの運賃・料金制度における幅運賃が単なる値引き幅として運用されている懸念もあり、旅行業者・貸切バス事業者双方が制度の趣旨を十分に理解することが重要である。
- このため、今後、運送引受書に幅運賃の趣旨を新たに記載することとし、制度の理解を深めることとする。
- また、本会合における上記とりまとめについて、国から旅行業界・バス業界に対して通知し、周知徹底を図ることとする。

改正案

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者	氏名 ・名称	(担当者名)	申込日：平成 年 月 日
	住所		電話： - -
			FAX： - -
			E-mail：
		緊急連絡先： - -	

〔 中略 〕

運賃及び料金の 支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他() 支払期日：平成 年 月 日	【走行距離】 総 km 実車 km	【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分
適用を受けようと する割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他() 割引) ※ 標準運送約款 5条 2項に規定する所定の証明書を添付。	運 賃 円 (上限額： 円 下限額： 円)*	
特約事項		料 金 円 (上限額： 円 下限額： 円)* (料金の種類：) 消費税 円 実 費 (税込) 円 (実費の詳細：) 合計請求金額 円	

* 運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。
 このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10%（本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当）を割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきではありません。
 上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日 _____